

自分の山林の場所を知りたい方へ

山林の位置や境界は、地籍調査が実施されたところでは法務局に備え付けられている「地図」を確認すればわかりますが、残念ながら三重県では地籍調査が実施されたところは限られています。したがって、地籍調査が行われていないところは、「地図に準ずる図面（いわゆる公図）」を確認することになりますが、位置を特定することが困難です。

地籍調査が未実施のところでは、三重県が作成している森林簿^{*1}と森林計画図^{*2}を活用することでおおまかな位置の特定が可能な場合があります。森林簿や森林計画図は、三重県個人情報保護条例および三重県情報公開条例に基づき開示することができますが、知りたい山林の情報がない（開示できる森林簿や森林計画図がない）場合や担当者が不在にしている時がありますので、来庁される前に伊賀農林事務所 森林・林業室
林業振興課（TEL：0595-24-8142）までご連絡をしてください。

なお、土地の境界については、あくまでも所有者同士で確定してもらうしか方法はありません。山林の境界は、尾根線や沢筋、巨木や巨岩などを目印に昔から決められていることがあります。古くからの山林の状況に詳しい方がいれば、案内していただくことが境界を知る一つの手がかりとなります。それが困難であれば、法務局の公図等で隣接地番等を確認し、土地登記簿謄本等で森林所有者を確認し、隣接所有者の方に立ち会っていただいて、境界を決定するという方法等があります。

境界の確認方法については、一般社団法人 全国林業改良普及協会のホームページ（森林所有者のための初級講座「所有森林の境界確認」）をご参照ください。（<http://www.ringyou.or.jp/learn/01.html>）

※1：森林簿

地域森林計画対象の民有林（国有林以外の森林）について、「林班」や「小班」を単位とし、樹種・林齢・面積・材積・成長量・森林の所有者・森林の所在地・施業の方法・地況等の森林資源情報をまとめた帳簿です。

※2：森林計画図

森林計画界・林班界・小班界・林班名等を記入した図面（地図）です。



裏面の「注意事項」もお読みください。

■注意事項

- 森林簿および森林計画図は、地域森林計画等の樹立又は変更のための基礎資料および森林経営計画の作成を支援するための資料として、必要な範囲で聞き取りや関係資料等の照合により作成したものであり、林況および所有界等について実測又は現地確認を行っているものではありません。
- 森林簿および森林計画図は、所有権・所有界・面積等土地に関する諸権利および立木竹の評価について証明するものではありません。また、森林簿に記載している地番・森林所有者名・面積・制限林の種類等は登記簿等と整合を図っているものではなく、証明能力を有するものではありません。
- 森林簿に記載している項目のうち「森林の所在地番」および「森林の所有者の氏名」は「個人等が識別される情報」となっていますので、三重県個人情報保護条例に基づき原則本人（森林簿に記載されている所有者）以外には非開示とさせていただいています。開示申請の際には、本人確認を行いますので、必ず、運転免許証や健康保険証など、本人を確認できる書類を持参してください。また、本人から委任を受けた方は、委任状と委任状に捺印された印鑑の印鑑証明が必要となります。
- 森林簿に記載されている「森林の所有者の氏名」は、相続や売買により所有者が変更されても更新されていないことがあります。その場合、過去の所有者の氏名が分かる資料（閉鎖登記簿や売買契約書等）を用意していただくことがあります。
- 森林簿に示される保安林や自然公園法、都市計画法等の表示については、参考として表示しているものであり、これら他法令の指定・解除等の状況や区域については最新の内容と必ずしも一致しないことがあります。森林施業や土地の形質の変更などを行う際には当該区域が法令による制限を受けているかどうか、必ず他法令の関係部署への確認をお願いします。
- 森林計画図は、県のホームページからダウンロードすることができます。
<http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/000117154.htm>
※ダウンロードできる森林計画図は平成29年4月1日現在の情報です。

検索 

【問い合わせ先】

〒518-8533 三重県伊賀市四十九町 2802

三重県 伊賀農林事務所 森林・林業室 林業振興課

TEL : 0595-24-8142 FAX : 0595-24-8112

E-mail : gnorin@pref.mie.jp